平成２３年（フ）第４１号
福岡市南区柏原４丁目27番26号
破産者　有限会社水車乃會
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１２５２号
福岡県大野城市御笠川３丁目10番２号
破産者　有限会社タカス運輸
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７９号
茨城県那珂市福田1118番地
破産者　株式会社後藤建設
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６２４号
新潟市西区五十嵐２の町7492番地121、前住所新潟市西区平島１丁目13番地19
破産者　原田　京子
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０１７号
名古屋市南区塩屋町６丁目21番地
破産者　有限会社武元
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１５０号
福島県喜多方市字慶徳道上5319番地の51
破産者　安田建設株式会社
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第２５３号
富山市田畑852番地28
破産者　有限会社藤建
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７号
長野市末広町1358番地
破産者　有限会社堀越フード
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３号
岐阜市正木北町１番５号
破産者　有限会社山内緑化
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３３号
岐阜市水海道２丁目４番23号
破産者　有限会社皇グループ
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１６１号
岐阜市金園町10丁目17番地　モアグレース梅林公園北館301号室
破産者　小川　和久
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２８号
岐阜県高山市国府町広瀬町871番地
破産者　斐太木材工業株式会社
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
岐阜県高山市清見町藤瀬1758番地
破産者　大日株式会社
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成１９年（フ）第６４７号
愛知県岡崎市明大寺本町４丁目33番地
破産者　富士産業株式会社
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２９号
愛知県みよし市三好町半野木１番地97
破産者　株式会社ユタカノ
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８２号
愛知県豊田市鴛鴨町長根128番地２
破産者　株式会社エンドレス
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
山口県下松市河内1043―19、商業登記簿上の本店所在地山口県下松市大字末武中323番地の２
破産者　有限会社キャルガレージ
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１４号
徳島県阿南市見能林町志んじゃく10番地の１
破産者　打樋建設株式会社
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

破産手続終結

平成２１年（フ）第７７８２号
大阪市城東区新喜多東２丁目５番21号
破産者　英光電設株式会社
1　決定年月日　平成23年11月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５１号
北海道紋別郡興部町字興部99番地の10
破産者　株式会社竹澤組
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３号
北海道旭川市永山５条10丁目４番19号
破産者　有限会社岡田建設
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７４号
三重県津市大里睦合町2344番地１
破産者　小菅　朗男
1　決定年月日　平成23年11月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係